

第169回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和7年2月18日（火）午後2時00分
- 2 開会の日時 令和7年2月18日（火）午後1時47分
- 3 閉会の日時 令和7年2月18日（火）午後2時45分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
出席15名 欠席2名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	欠席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹
農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
- (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
- (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）
- (9) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 地域計画について

(2) 盛土規制法について

9 議事録署名委員の番号及び指名 5番 遠藤 康二 14番 丹原 昭二

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第169回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。5番 遠藤委員、14番 丹原委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 議案の訂正があります。お配りした正誤表をご覧ください。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ1番、受人は富原に居住し、約1haの農地を耕作する農業者で、増反により富原の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は小山に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、経営移譲により父親の富吉の田に35年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は尾上に居住し、約1.2haの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は辛川市場に居住し、新規農により松尾の田と畠を取得しようとするものです。

地区協議会の審議では、農地利用がなされるか疑義があるとして、営農計画の再提出を受けて判断する必要があることから、保留意見となっています。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、4番を保留意見、残る3件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ5番、受人は日近に居住し、新規農により日近の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は川入に居住し、世帯で約6.7aの農地を耕作する農業者で、受贈により川入の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は新庄下に居住し、世帯で約7.4aの農地を耕作する農業者で、増反（受贈）により新庄下の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は倉敷市に居住し、新規農により撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ9番、受人は惣爪に居住し、世帯で約1.1haの農地を耕作する農業者で、増反により惣爪の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、5番から9番の5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2ページ10番、受人は御津吉尾に居住し、世帯で約1.2ha耕作する農業兼会社員で、経営移譲により御津吉尾の畑に30年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は御津草生に居住し、約6a耕作する農業者で、増反により御津草生の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番と13番は受人が同一で同時申請のため、まとめて説明します。

受人は南区東畠に居住し、新規農により御津宇甘の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は神奈川県相模原市に居住する会社員で、増反により建部町西原の畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人から建部町西原の空き家も購入しており、令和7年4月頃に転居する予定です。また、本件は12月議案で申請もれのため、このたび追加で申請したものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は総社市久代に居住する会社員兼農業者で、増反により建部町福渡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は北区津島新野二丁目に居住し、新規農により建部町富沢の畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人より中古住宅を購入後令和7年3月頃に転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

御津・建部地区協議会で、10番から16番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に南区の説明を事務局からお願いします。

3ページ17番、受人は曾根に居住し、世帯で約1.5haを耕作する公務員兼農業者で、増反により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は築港栄町に居住し、世帯で約2.7haを耕作する会社員兼農業者で、受贈により飽浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は藤田に事務所を置き、約6.2.8haを耕作する農地所有適格法人で、増反及び借入地の取得により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は小串に居住し、世帯で約7.2haを耕作する農業者で、増反により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は大福に居住する会社員兼農業者で、新規農により妹尾崎の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は妹尾に居住し、世帯で約6.3haを耕作する公務員兼農業者で、増反により妹尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は飽浦に居住し、世帯で約93aを耕作する農業者で、増反により北浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は倉敷市下津井三丁目に居住する漁業者で、新規農により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員　　南区協議会で、17番から24番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等(1)の1番から24番までの24件については、4番を保留とし、残る23件をいずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入りますが、中・中央地区1番については申請等(3)5条申請の2番と、北・吉備地区2番については申請等(3)5条申請の12番と、それぞれ同時申請で相互に関連がありますので、申請等(2)で同時に審議します。

それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長　　4ページ申請等(2)の1番と5ページ申請等(3)の2番は同時申請のため、まとめて説明します。

いずれも転用目的は露天資材置場で、4条は永久転用申請、5条は永久転用目的の一時転用申請で、転用期間は許可日から三年間です。

受人は土木建設業を営んでおりますが、現在使用している資材置場が大型物流センター誘致のために買収されることで代替の資材置場が急遽必要となり、4条で申請地を露天資材置場として転用し、5条で申請地に使用貸借権を設定し露天資材置場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、4条申請は駅から500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。

5条申請は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。

また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員　　中・中央地区協議会で、申請等(2)1番と申請等(3)2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の

意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 4ページ申請等（2）の2番と、6ページ申請等（3）の12番は、同時申請で一体利用のため、まとめて説明します。

転用目的は農家住宅、農作業場です。

申請人は現在、延友の持家に申請人と長女の2人で居住しています。現在、別居中の長男に婚姻の予定があり、長男夫婦が延友の持家に転居する計画です。4人での居住では手狭になるため、申請人と長女が退去し、現住居や所有農地から近く、農業の面でも都合の良い申請地を、農家住宅、農作業場に転用しようとするものです。なお、持家には長男夫婦が居住する予定です。

また、4条申請の隣接地を5条申請で所有権移転し、一体的に転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は進入路及び露天駐車場です。

申請人は下足守に居住しておりますが、今後、息子夫婦と同居する予定があり、車の台数が増えることから、駐車場が手狭になります。また、進入路も必要であることから、現住居に隣接し利便性が良い申請地を、進入路及び露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、申請等（2）2番及び3番、申請等（3）12番の3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（2）の1番から3番までの3件、及び申請等（3）の2番及び12番の2件については、いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 5ページ1番、本件は令和6年10月25日付農振除外公告済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北区西花尻の借家で申請人と妻と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人の勤務先に近く、申請人の妻の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築するものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、本件は令和6年10月25日付農振除外公告済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは北区御津宇垣の持家で申請人らと妻の3人で生活していますが、申請人には下半身に障害があり、周辺の土地も浸水しやすい地域のため、災害エリアから外れており、避難所となる中学校に近く、定期的に通院しているかかりつけ医に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築するものです。なお、現住居は売却処分します。

農地区分は、地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番から8番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

4番、申請人は北区御津河内の借家に申請人と妻の2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人らは南区芳泉四丁目の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近く、申請人（妻）の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は北区横井上の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は北区横井上の借家に申請人と妻の2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人らは北区西崎本町の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員　　中・中央地区協議会で、2番を除く1番から8番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。
- 田尾係長 5ページ9番、転用目的は自己専用住宅です。
- 申請人は倉敷市の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、夫の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は吉備地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 農地区分は建部町品田の妻の実家に家族8人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、申請人及びその妻と子3人の計5人が退去し、夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 11番、転用目的は露天資材置場です。
- 申請人は平野に事務所を置き、建築・土木業を営む法人です。現在使用中の資材置場を返却することになり、代替地が必要になったことから、県道沿いであり、請負工事現場に近い申請地の所有権を移転し、露天資材置場にしようとするものです。
- 農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 遠藤委員 北・吉備地区協議会で、12番を除く9番から11番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。
- 田尾係長 6ページ13番から15番までは、同時申請で一体利用のため、まとめて説明します。
- 本件は令和6年10月25日付で農振除外公告済みの案件です。転用目的は製品置場及び資材置場で、令和4年3月4日付けの許可を受け、現在一時転用中です。
- 申請人は北区神田町二丁目に本店を置き、産業廃棄物処理業を営む法人です。
- 申請地は、隣接する産業廃棄物中間処理施設でチップ化した資材や堆肥の出荷ヤードとして利用しています。今後も継続利用する必要があることから、申請地を製品置場及び資材置場として永久転用許可を受けようとするものです。
- 農地区分は、特定土地改良事業実施後8年経過の1種農地と判断されますが、申

請地は集落接続があり、処理施設に隣接した業務上必要な施設であるため、例外的に許可が可能です。転用面積については、既設の保管場と処理施設の稼働状況から妥当な面積と考えられます。また、被害防除計画、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

7ページ16番、転用目的は工場（野菜カット工場・事務所）です。

申請人は福岡県久留米市に本店を置き、関西・中国・四国・九州のスーパー等に対して、主にカップサラダ、調理用カット野菜の加工販売を行っている法人です。

福岡工場、京都工場と規模が同等であり、将来敷地拡張も可能であること、中国・四国・関西の地域の拠点であり、岡山空港・山陽自動車道の山陽インター及び岡山インターにも近く、地産地消できる生産地も近隣にあることから、申請地の所有権を移転し、工場（野菜カット工場・事務所）として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、建築面積4,163.80m²の工場や普通車50台分の駐車場等の土地利用計画から妥当なものと判断されます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で13番から16番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 8ページ17番、本件は令和6年10月25日付農振除外公告済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は東畠の借家に夫婦で生活していますが、現住居では手狭なため、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすい父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、申請人の父が所有し、集落に接続した土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは総社市総社二丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場と実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は中区浜に事務所を置き、医療福祉事業を営む公益財団法人ですが、法人が運営する病院が公共交通機関では通いづらい状況にあり、既存駐車場が不足しているため、病院に隣接する申請地の所有権を取得し、従業員用の露

天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、児島地域センターから半径 500m 内の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、本件は令和6年10月25日付で農振除外公告済みの案件で、転用目的は露天駐車場、露天資材置場です。

申請人は小串に事務所を置き、堆肥の製造、販売業を営む法人ですが、事業用パレット等を置く既存の露天資材置場と露天駐車場が手狭であり、敷地を拡張するため、隣接する申請地の所有権を取得し、露天資材置場、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は露天資材置場で、現在一時転用中です。

申請人は、迫川に事務所を置き、機械製造業を営む法人ですが、既存の露天資材置場が手狭で慢性的に不足しているため、既存資材置場に隣接する申請地を露天資材置場として一時転用許可を受け使用してきましたが、同様の理由で今後も使用するため、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員　　南区協議会で、17番から21番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（3）は、1番から21番までの21件のうち、先に審議済みの2番と12番を除く19件について、全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

議員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定いたします。

なお、13番から15番まで、及び16番は転用面積が 3,000m² を超えていますので、2月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長　　次に、申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐　　9ページ1番、当初計画者は店舗（コンビニエンスストア）を転用目的として許可を受けましたが、経営戦略の見直しにより、出店を中止したもので、承継者が店舗（コンビニエンスストア）を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ない

と考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）については、1番の1件ですが、承認と決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（5）所有権の移転、（6）利用権の設定、（7）利用権の設定及び転貸、（8）利用権の移転を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 今回の利用集積計画について説明します。

まず、（5）所有権の移転は、10ページ中・中央地区1番及び11ページ南区1番から5番までの6件です。これらは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、中・中央地区1番、及び南区5番の2件は財団から耕作者への所有権移転で、南区1番から4番までの4件は所有者から財団への所有権移転です。

次に、（6）利用権の設定は、12ページ中・中央地区1番、（7）利用権の設定及び転貸は、13ページ中・中央地区1番から28ページ南区25番まで、及び追加議案の中・中央地区19番、（8）利用権の移転は、29ページ中・中央地区1番です。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）から（8）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（9）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 30ページ1番から37ページ25番までの25件で、すべて相続による所有権取得です。2番、18番、22番、25番はあっせん等の希望があります。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（9）については、25件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、38ページ1番及び2番の2件で、転用目的は、事務所敷地拡張1件、貸露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、39ページ1番から5番までの5件で、転用目的は、自己専用住宅2件、アパート建築1件、住宅用地1件、分譲住宅地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、40ページ1番から41ページ11番までの11件で、解約理由は耕作目的8件、転用目的2件、耕作及び転用目的1件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、42ページ1番から4番までの4件で、内容は、農業用通路、農業用車両駐車場1件、農業用倉庫等3件です。

報告（5）農地改良届については、43ページ1番から3番までの3件で、内容は普通野菜畠及び果樹園1件、育苗圃1件、普通野菜畠1件です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員 （ありません。）

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（3月18日（火）岡山市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時45分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員